

工場立地法

1 工場立地法の概要

(1) 届け出義務のある工場

- ・業種 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)
- ・面積 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

(2) 届け出

工場を新設等する際に、生産施設の面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県又は市に対し届出をする必要。(届出から90日間は着工できない。都道府県知事又は市長が認める時は短縮可)

(3) 緑地面積率の基準

・国の基準 環境施設面積 25%以上 緑地面積率20%以上
※県及び市は、工場立地法または地域未来投資促進法に基づき、準則を作成することで、緑地面積率等の緩和を行うことができる。
※どのくらい緩和できるかは、国が「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準」を定めているので、その範囲内で行う。

(4) 生産施設面積率の基準

・国の基準 業種により30%~65%までの幅がある。
※こちらは、準則により緩和することは不可能

2 緑地面積率等に関する区域区分ごとの基準 (概要)

区域	要件	緑地	環境
第1種区域	住居の用に合わせて商業等の用に供される区域	20-30%	25-35%
第2種区域	住居の用に合わせて工業の用に供されている区域(準工)	10-25%	15-30%
第3種区域	主として工業等の用に供されている区域(工業、工専)	5-20%	10-25%
第4種区域	第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域で工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域	5-25%	10-30%

3 緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準 (概要)

区域	要件	緑地	環境
甲種区域	準工	10-20%	15-25%
乙種区域	工業、工専	5-20%	10-15%
丙種区域	工業、工専のうち、住民の生活利便性または福祉のために供される施設がない区域	1-10%	1-15%

※用途地域の定めのない地域についても、用途地域の基準に準じて甲乙丙として設定できる。
才光寺農工団地、西繁昌塚工業団地は丙種地域に相当する。

4 経済産業省 工場立地法 URL

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/

工場立地法について

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたもので、工場を新・増設等する際、事前に届け出ることが義務付けられています。(法第6条第1項)

1 届出が必要な工場（特定工場）

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業所が対象となります。

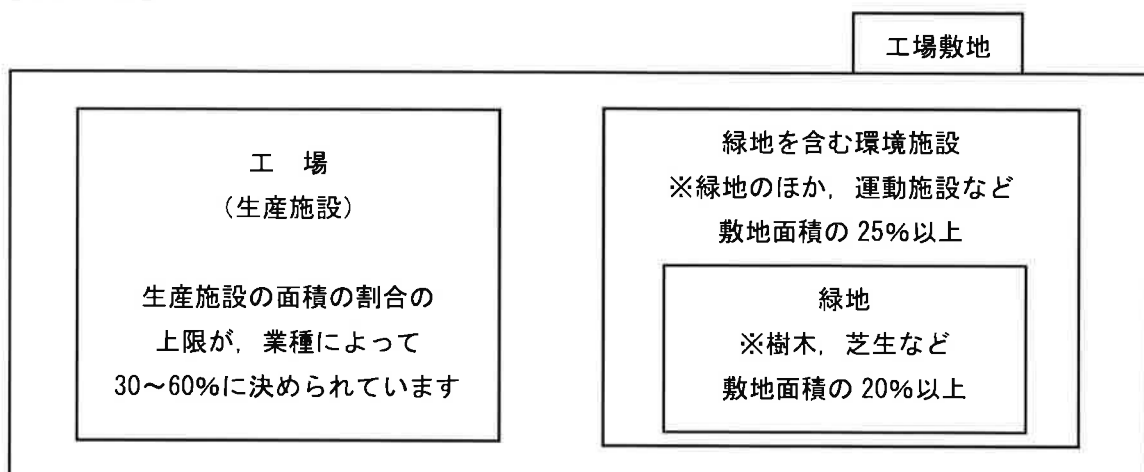
(1) 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電所は除く）（法施行令第1条）

(2) 工場の敷地面積が9,000平方メートル以上または建築面積が3,000平方メートル以上（法施行令第2条）

2 主な内容

特定工場は、敷地内に一定基準以上の緑地等を設置する必要があります。

【イメージ】



3 緑地面積、環境施設面積の特別措置

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、緑地等の面積規制に関する特別措置を行っています。

○対象区域

結城第一工業団地（A～D地区、矢畑地区、上山川北部地区）、西繁昌塚工業団地、才光寺農工団地

○特別措置

本市の現在の特別措置については以下のとおりです。

緑地面積率 敷地面積の10%以上

環境施設面積率 敷地面積の15%以上

○条例

結城市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例